

# アメリカ植民地期フィリピン銀行資本の諸類型

なが の よし こ  
永 野 善 子

序

- I 銀行の類型別展開過程
- II 事例研究
- 結語

## 序——問題の所在と研究史

本稿は、アメリカ植民地期のフィリピン経済において、銀行資本がいかなる形態で存在し、銀行の営業活動がどのように展開されたのか、さらには、当時の生産諸活動と銀行業がいかなる接点を維持していたのかについて考察を加えるものである。別言すると、アメリカ植民地期フィリピン経済の構造を、ひとつの「輸出経済」、もしくは「モノカルチャ型経済」と規定するならば、一方では、そのような経済構造の特徴が銀行業の展開にどのように反映し、他方では、銀行業の存在形態が生産諸活動の特徴的な展開に対していかなるインパクトを与えたのかを分析することに、議論の焦点があてられる。以下では、このような趣旨のもとで論考を作成する今日的意義を明らかにするために、植民地期発展途上諸国の金融構造に関する研究史を概観したい。

1970年代初めに、関口尚志はスリランカ（セイロン）を素材として、「低開発（＝植民地）型金融構造の基本性格」と題する優れた論文を発表した。同論文で、関口は「旧植民地（＝低開発国）の金融のありかたは、先進資本主義国（＝帝国主義）

への政治的・経済的従属の所産であり、とりわけモノカルチャ（「輸出経済」）型ともいべき独自の産業構造に規定されたものであって、こうした低開発（＝植民地）型金融構造は、戦後の政治的『独立』と制度的『近代化』にかかわらず、基本的には不変のままに残されている」との問題意識を示し、植民地期スリランカの金融構造を銀行業務の側面（金融サイド）からと、発行業務の側面（貨幣サイド）から分析した<sup>(注1)</sup>。

第2次世界大戦後、発展途上諸国では中央銀行設立をめぐるさまざまな議論が展開され<sup>(注2)</sup>、それに伴って各国の金融構造に関する多くの研究が出版された。スリランカの金融構造を分析する際に関口によって頻繁に引用された、H・A・デ・S・グナセケラ(H.A. de S. Gunasekera)の研究は、そうした時代の潮流のなかで生み出された代表例のひとつと見なすことができよう<sup>(注3)</sup>。1950～60年代は、こうした意味で、植民地期に遡った途上国の金融構造の研究が活発化した時期であった。日本では、この時期に矢内原勝のガーナ研究が公刊され、植民地期ブラック・アフリカの金融メカニズムの実態を照射したとの評価が与えられた<sup>(注4)</sup>。1950年代末から70年代初めには、独立後の経済開発を軸にフィリピンの金融構造の分析が行われ、植民地期の通貨・銀行システムについても若干の言及がなされた<sup>(注5)</sup>。1980年代になると、「国際金本位制と中央銀行政策」研究の一環として、井上巽がインド金融市場の植民地的二重

構造について考察を加え<sup>(注6)</sup>、他方、権上康男がフランス経済史研究の立場から重厚なインドシナ銀行史研究を発表し<sup>(注7)</sup>、さらに最近では、浜下武志が中国・香港を中心に「近代アジア貿易圏」における金融構造の独自性を掘り起こす研究を公開した<sup>(注8)</sup>。

このような内外の研究史を踏まえて、フィリピンに即して金融研究における新たな視点を現時点で打ち出すとすれば、さしあたり、次の2点を指摘することができよう。第1に、金融研究の分野を通貨と銀行の2つ、すなわち、関口論文にしたがい発行業務と銀行業務とに二分すると、フィリピン研究では、アメリカ植民地期の通貨システムについて、金為替本位制の立案に対して指導的役割を担ったE・W・ケメラー (Edwin Walter Kemmerer) の著書やその弟子G・F・ルスリンガー (George F. Luthringer) による一次資料を駆使した研究などがあるものの<sup>(注9)</sup>、銀行業務に関しては、管見の限り、まとまった研究業績は皆無に近い<sup>(注10)</sup>。筆者が本稿で、銀行業を軸としてフィリピンの金融構造への接近を試みる所以である。

第2に、植民地期途上国の経済構造は、一般的に言えば、「輸出経済」もしくは「モノカルチュア経済」として規定され、その経済の内部構造は「二重経済」もしくは「複合経済」をなしているにせよ<sup>(注11)</sup>、過去20～30年にわたる途上国経済史研究が明らかにしてきたように、そのあり方は、植民地期前の経済構造や植民地期における宗主国との関係によってきわめて多様であり、戦後独立後の近代化・工業化の成功・失敗の分水嶺も、植民地期に形成された経済構造の特殊性によるところが大きいといわねばならない。筆者はかつて砂糖産業を軸に植民地期フィリピン経済構造の特徴を分析したが<sup>(注12)</sup>、現在の関心は、スペイン・ア

メリカ両植民地期を経過して構築されたフィリピン経済の構造的特殊性が、金融部門にどのように反映していたのか、あるいは金融部門が生産部門の特殊性をどう規定したのかを考察すること、すなわち、金融部門を一国経済の最上部構造としてとらえるならば、その構造のフィリピン的あり方を分析し、その動態を明らかにすることにある。本稿はそうした筆者の一連の試みの第一歩として位置づけられる。

(注1) 関口尚志「低開発(=植民地)型金融構造の基本性格」(大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』アジア経済研究所 1973年) 267～268ページ。なお同論文で使用されている、産業構造、経済構造、金融構造の用語の定義について詳しくは、大塚久雄「金融史における国際比較の視角」(『大塚久雄著作集 第9巻』岩波書店1969年) 353～377ページを参照。ただし、筆者が本稿で金融構造、経済構造の両術語を用いる時、必ずしも関口、大塚の定義には準拠しない。金融構造を経済的上部構造、すなわち信用関係の組立てとする両氏の定義には賛成であるが、経済構造を現実資本の運動の構造、産業構造を社会的分業の構造とする用語法には従わず、筆者は経済構造という術語を、生産、消費、商業、金融などの経済活動のあらゆる分野を含む広義の概念として用いることを、あらかじめ断わっておく。

(注2) たとえば以下を参照。Davies, S. Gethyn編, *Central Banking in South and East Asia*, 香港, Hong Kong University Press, 1960年/Nevein, Edward, *Capital Funds in Underdeveloped Countries: The Role of Financial Institutions*, ロンドン, Macmillan & Co., 1961年。

(注3) Gunasekera, H.A. de S., *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon: An Analysis of Monetary Experience 1825-1957*, ロンドン, London School of Economics and Political Science, 1962年。なおキューバについては通貨制度を中心とした次の研究がある。Wallich, Henry Christopher, *Monetary Problems of an Export Economy: The Cuban Experience 1914-1947*, ケンブリッジ (マサチューセッツ), Harvard University Press, 1950年。

(注4) 矢内原勝「金融的従属と輸出経済——ガーナ経済研究——」(慶応義塾経済学会経済学研究叢書7) 日本評論社 1965年。

(注5) 塩野谷九十九・飯田経夫「フィリピンの金融制度」(高垣寅次郎監修 大蔵省銀行局金融制度調査室編『東南アジアの金融制度』大蔵財務協会 1958年/馬場啓之助編『フィリピンの金融と資本形成』(調査研究双書第10集) アジア経済研究所 1961年/高梨博昭編『フィリピンの金融事情』(アジア経済調査研究双書196) アジア経済研究所 1971年。

(注6) 井上巽「インドの金融機構と中央銀行設立問題——J・M・ケインズのインド国立銀行設立案を中心として——」(藤瀬浩司・吉岡昭彦編『国際金本位制と中央銀行政策』名古屋大学出版会 1987年) 421~459ページ。なお、インドについては、ケインズの古典的名著がある。則武保夫・片山貞男訳「インドの通貨と金融」(ケインズ全集第1巻) 東洋経済新報社 1977年(原書: J.M. Keynes, *Indian Currency and Finance*, 第1版, 1913年)。

(注7) 権上康男『フランス帝国主義とアジア——インドシナ銀行史研究——』東京大学出版会 1985年。

(注8) 浜下武志『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジア——』東京大学出版会 1990年。

(注9) Kemmerer, Edwin Walter, *Modern Currency Reforms: A History and Discussion of Recent Currency Reforms in India, Port Rico, Philippine Islands, Straits Settlements and Mexico*, ニューヨーク, Macmillan Co., 1916年/Luthringer, George F., *The Gold-Exchange Standard in the Philippines*, プリンストン, Princeton University Press, 1934年。なお自説を展開しつつこれら両書の抄訳を試みたものに、大内兵衛訳著『フィリピン・マライ貨幣史』栗田書店 1943年がある。その他、同時期の調査として、『比律賓の通貨及金融』(名和田政一調査)(臨時南方調査実資料第六輯) 東亜研究所 1943年, 最近の研究として, 須藤功「19世紀末から20世紀初頭におけるアメリカ合衆国の対外通貨政策——フィリピン金為替本位制の導入を中心として——」(『アメリカ研究』第22号 1988年3月) を挙げておく。

(注10) ただし近年の研究として, Tirona, Mary Grace A., "Financial Entrepreneurship and Monopoly Capitalism," *Journal of History*, 第32, 33巻, 1987, 88年, 34~64ページが注目される。

(注11) 関口 前掲論文 269~278ページ。

(注12) 永野善子『フィリピン経済史研究——糖業資本と地主制——』勁草書房 1986年。

## I 銀行の類型別展開過程

米西戦争を経て1898年12月にフィリピン諸島はアメリカの統治下に置かれたが, 1901年7月まで軍政がしかれ, フィリピン委員会が同諸島の統治を行なった。この時期, フィリピン政府は, 同諸島における銀行業の管轄を開始するため, 1900年11月に法律第52号を制定し, 次の規定を設けた。

(1)フィリピン財務・法務省出納局長 (Insular Treasurer) は少なくとも6カ月ごとに銀行を監査し, フィリピン委員会およびアメリカ会計検査院通貨検査役 (Comptroller of the Currency) に報告すること, (2)各銀行および外国銀行支店は, 毎年1, 4, 7, 10月の15日までに, アメリカ国法銀行の例に従い, 四半期営業報告書をフィリピン財務局長に提出すること(注1)。

その後, 1907年にフィリピン委員会はフィリピン議会 (Philippine Assembly) とともに二院制フィリピン立法府 (Philippine Legislature) を構成, 16年になるとフィリピン立法府が上下両院の二院制議会に移行し, フィリピン委員会は廃止された(注2)。このような統治機構の再編のなかで, 1917年に法律第2711号, 通称, 行政法 (Administration Code of 1917) が制定され, 財務省下に出納局 (Bureau of Treasury) が設けられ, 通貨の監督や銀行の管理を行なうことになった(注3)。さらに, 1929年2月になると, 法律第3519号によって各種金融機関の監査体制が修正された。同法によって, 大蔵省内に新たに銀行局 (Bureau of Banking) が設立され, 以後, 出納局に代わって, 同局

が金融機関の監査にあたることになった。銀行局長は、銀行関係諸法規が遵守されているかどうかを監督し、さまざまな規則を設けたり回状を発行する権限をもち、少なくとも年1回の監査を行なうことが義務づけられた(注4)。1935年11月に、フィリピンでは独立準備政府としてフィリピン・コモンウェルスが発足するが、銀行局による上記の監査体制はその後においてもほぼ踏襲された。

銀行局は、発足以来、毎年『フィリピン諸島銀行局長年次報告』(以下、『銀行局長年次報告』と略記)を作成しており、1929~40年に刊行された同局年次報告に逐一あたることによって、銀行業に関する法規定のみならず、銀行業の展開過程を鳥瞰することができる。しかしながら、1928年以前には、そのような系統立った刊行物は、管見の限り、発行されなかった。各種金融機関の監督管轄をしていた財務省出納局長は、通貨・政府債券・金融一般に関する年次報告を毎年作成したが、扱う内容が多岐にわたったため、銀行について必ずしも十分な記述を残していない。

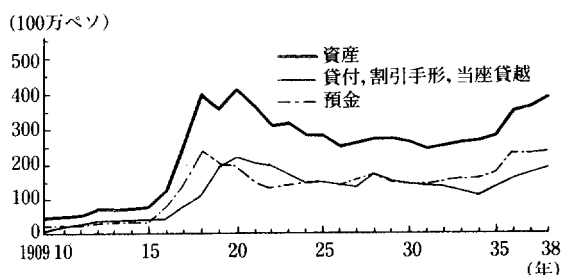
本節では、こうした資料的制約を踏まえたうえで、まずはじめに、アメリカ植民地期における銀行の業務活動の伸長を示す基礎的データを掲げる。ついで、さまざまな政府刊行物やいくつかの調査研究をつき合わせながら、1900~40年代初めにおける銀行の設立状況を概観し、さらに銀行業の展開を類型別に考察することにした。

### 1. 銀行の主な業務活動の推移

第1図は、『銀行局長年次報告 1938年度』に基づいて、1909~38年にフィリピンで営業活動を行なった諸銀行の資産、貸付・割引手形・当座貸越、預金の総額をそれぞれ示している。

ただし、これらの統計は、前述のように、1928年以前は財務省出納局が集計し、その後は銀行局

第1図 フィリピンにおける銀行の資産、貸付・割引手形・当座貸越、預金総額 (1909~38年)



(出所) Philippine Islands, Bureau of Banking, *Annual Report of the Bank Commissioner of the Philippine Islands, 1938*, マニラ, Bureau of Banking, 1939年, 16ページ。

のもとで処理されたため、28年以前と29年以降では統計処理方法が異なっている。1929年以降の場合、同統計表に含まれている銀行は、貯蓄抵当銀行、商業銀行、信託会社、外国銀行支店であり、住宅貸付組合 (building and loan association)(注5)は別途集計された。ところが、1928年以前については上記4種の銀行と住宅貸付組合との統計が一括して集計されているのみならず、10年代には保険会社も銀行組織のなかに加えられていた可能性もある(注6)。筆者の手元には、住宅貸付組合の貸借対照表は1929年以降しかないが、それによると、30年代初めに10組合あった住宅貸付組合の資産総額は、同時期営業していた貯蓄抵当銀行、商業銀行、信託会社、外国銀行支店の資産総額の約10%であり、この比率は30年代をとおしてほぼ変化しなかった(注7)。

さて、第1図は、以上のような制約をもつ統計である点を考慮に入れたうえでも、同図から、次の点を読み取ることができる。すなわち、資産、貸付・割引手形・当座貸越、預金の3つの項目は、いずれも1915年まではほぼ横ばいで大きな変化はみられなかったが、16年以降急増し、18~20年に

はピークに達した。しかし、1921～22年以降になると一転して下降傾向をたどり、一定の水準で落ち着いたのは、25～26年頃になってからであった。さらに、1930年代前半には、貸付・割引手形・当座貸越の項目にみられるように、一定の低下傾向が認められるが、その後30年代後半にはもち直し、いずれの項目ともに増加した。

1910～30年代に銀行の資産、貸付・割引手形・当座貸越、預金が以上のように推移した背景として、以下の3点が挙げられよう。

第1に、この時期のフィリピン経済の展開過程を念頭におくと、フィリピンの輸出貿易がアメリカ向けを中心に急増したのは、1909年のペイン・オルドリッチ関税法 (Payne-Aldrich Tariff Act) と13年のアンダーウッド・シモンズ関税法 (Underwood Simmons Tariff Act) の制定をへて、米比間の自由貿易体制が確立した10年代初め以降のことであった<sup>(注8)</sup>。1910年代半ばにみられた上記3項目の急増は、フィリピン経済が対米依存型へと構造転換を遂げていく状況を背景とするものであった。

第2に、本稿では詳述を避けるが、フィリピンでは、1903年フィリピン通貨法 (Philippine Coinage Act) 制定以後、金為替本位制の下で通貨政策が施行された。同通貨法制定とほぼ同時に、1903年金本位法 (Gold Standard Act) が制定され、フィリピン通貨の安定基金として、金本位基金 (Gold Standard Fund) と銀準備基金 (Silver Certificate Reserve) (18年に通貨準備基金 [Currency Reserve Fund] に一本化) が設けられた。ところが、フィリピン政府は1918～21年に、通貨準備基金を操作することにより、通貨の供給量を大幅に増加させるという、インフレーション政策をとった<sup>(注9)</sup>。1918～20年に上記3項目がとりわけ大きく変動したのは、当時のフィリピンにおける通貨政策に動揺があった

ためである。

第3に、大不況のもとで、1934年にはタイディングス・マクダフィ法 (Tydings-McDuffie Act) が制定され、米比間の貿易関係に一定の変更が加えられたほか<sup>(注10)</sup>、通貨制度も修正を受けた。1933、34年におけるアメリカの金本位制の停止、通貨切下げを受けて、フィリピンでは、34年に通貨切下げを行ない、さらに35年には、フィリピン・コモンウェルス (前述) が発足する直前に、法律第4199号の下でドル為替本位制に移行した<sup>(注11)</sup>。1930年代後半に銀行の資産、貸付、預金などの増加は、不況期におけるこのような通貨政策の進展を背景としたものと思われる。

いうまでもなく、以上に検討した3項目の時系列的変化は、この時期にどれだけの数の銀行が設立され、それぞれがどのような規模で営業活動を展開していたのかを具体的に把握することなしには、直接的にその意味を理解することはできない。したがって、本節の次の課題は、銀行の設立状況と個別銀行の業務内容の概要を追跡することに絞られる。

## 2. 銀行の設立状況

第1表は、スペイン植民地期末からアメリカ植民地期にかけてフィリピンで営業活動を行なった銀行の設立年、資本国籍、類型別分類を示したものである。同表に掲げられた銀行の数は33行であるが、このほか設立認可を受けたが、営業した形跡がほとんど認められないものや、1920年代に営業を再開したとの記録があるものの、その設立年が不詳のもの (計2行)<sup>(注12)</sup>を含めると、スペイン植民地期末からアメリカ植民地期にかけてフィリピンでは35行が設立されたことになり<sup>(注13)</sup>、このうち40年まで営業を続けた銀行は18行であった。以下では、本表に即して、銀行の設立過程の

第1表 フィリピンにおける銀行の設立年・国籍・類型 (1851~1940年)

	設立年	国籍	類型 <sup>1)</sup>	備考 (文中の番号は本表の銀行番号を指す)
スペイン植民地期末期				
① Banco Español de Isabel II (Bank of the Philippine Island, BPI)	1851	スペイン(在比) <sup>3)</sup>	商	
② Chartered Bank of India, Australia and China (マニラ支店)	1873	イギリス	外	
③ Hongkong and Shanghai Banking Corporation	1875	イギリス(香港)	外	
④ Monte de Piedad y Caja de Ahorros de Manila (Monte de Piedad and Savings Bank)	1882	スペイン(在比) <sup>3)</sup>	貯	
⑤ Banco Peninsular Ultramarino de Madrid (マニラ支店)	1883	スペイン	外	1887年閉鎖
アメリカ植民地期第I期				
⑥ American Bank	1901	アメリカ <sup>4)</sup>	商	現地法人, 1905年閉鎖
⑦ International Banking Corporation (マニラ支店)	1902	アメリカ	外	1930年解散, 業務を⑥に委譲
⑧ Guaranty Trust Co. (マニラ支店)	1902	アメリカ	外	1904年閉鎖, 業務を⑦に委譲
⑨ Wai Hung Bank	1902	華僑(在比)	商	1905年閉鎖
⑩ Abrews, Newberry and Reyes Bank	1902	フィリピン	商	1902年解散
⑪ Bank of Pangasinan	(1902, 04, 05) <sup>2)</sup>	フィリピン	商	1905年閉鎖, 1917年に再興, 2年後に再度閉鎖
⑫ Bank of Zamboanga	(1902, 04, 05) <sup>2)</sup>	フィリピン	商	1908~09年頃に閉鎖
⑬ Postal Savings Bank	1906	フィリピン	政	1930年以降, 銀行局の管轄下から除外
⑭ S. Misaka Bank	1906	日本(在比)	商	1906年, 閉鎖命令
⑮ Agricultural Bank of the Philippine Islands	1908	フィリピン	政	1916年, ⑬に吸収・合併
アメリカ植民地期第II期				
⑯ Philippine National Bank (PNB)	1916	フィリピン	政	
⑰ Philippine Trust Co.	1916	フィリピン <sup>3)</sup>	信	
⑱ 横浜正金銀行 (マニラ支店)	1918	日本	外	
⑲ Asia Banking Corporation (マニラ支店)	1919	アメリカ	外	1924年解散, 業務を⑰に委譲
⑳ American Foreign Banking Corporation (マニラ支店)	1920	アメリカ	外	1920年解散, 業務を⑳に委譲
㉑ China Banking Corporation	1920	華僑(在比)	商	
㉒ Chinese-American Bank of Commerce of Peking(マニラ支店)	1920	華僑(在米)	外	1924年閉鎖, 業務を⑰に委譲
㉓ Cabanatuan Bank	1923	フィリピン	商	設立後, まもなく閉鎖
㉔ Mercantile Bank of China	1924	華僑(在比)	商	1931年, 閉鎖命令
㉕ Peoples Bank of Trust Co.	1926	アメリカ	信	現地法人
㉖ National City Bank of New York (マニラ支店)	1930	アメリカ	外	
アメリカ植民地期第III期				
㉗ Savings Bank of the Commonwealth	1937	フィリピン	商	1939年, Bank of Commonwealth となる
㉘ Nederlandsch Indische Handelsbank, N.V. (マニラ支店)	1937	オランダ(蘭領東インド)	外	
㉙ Philippine Bank of Commerce	1938	フィリピン	商	
㉚ 台湾銀行 (マニラ支店)	1938	日本(在台湾)	外	
㉛ Philippine Bank of Communications	1939	中国	商	中国交通銀行が設立した現地法人
㉜ Agricultural and Industrial Bank	1939	フィリピン	政	
㉝ Banco Hipotecario de Filipinas	1940	スペイン(在比)・フィリピン	貯	会長は在比スペイン人の Andres Soriano y Roxas

(出所) Vibal, H. P., "Philippine Banking History," *Banking, Finance and Investments Annual & Directory 1959*, マニラ, Insurance & Finance Publishing Co., 1960年, 52~53ページ/『比律賓の通貨及金融』(名和田政一調査)(臨時南方調査実資料第六輯)東亜研究所 1943年, 101~114ページ/Tirona, Mary Grace A., "Financial Entrepreneurship and Monopoly Capitalism," *Journal of History*, 第32, 33巻 1987, 88年, 34~64ページ/Philippine Islands, Bureau of Banking, *Annual Report of the Bank Commissioner of the Philippine Islands*, マニラ, Bureau of Banking, 各年版より作成。

(注) 1) 本表の各略称は, 次の各類型に対応する。政: 政府系銀行, 商: 商業銀行, 信: 信託会社, 貯: 貯蓄抵当銀行, 外: 外国銀行支店。

2) 各参照文献の年号が一致しないので, 複数挙げた。

3) 1940年頃の国籍は, フィリピン/カトリック教会系とされ, マニラ大司教庁が主要株主であった。Colayco, Maria Teresa, *A Tradition of Leadership: Bank of the Philippine Islands*, マニラ, Bank of the Philippine Islands, 1984年, 116, 127ページ。

4) 経営陣がアメリカ系であることのみ判明。Tirona, 同上書, 59ページ。

再構成を試みたい。

第1表によって、同表に掲げられた33行を類型別に分類すると、政府系銀行4行、商業銀行13行、信託会社2行、貯蓄抵当銀行2行、外国銀行支店12行であり、このうち1930年代末まで営業した銀行は、政府系銀行3行、商業銀行5行、信託会社2行、貯蓄抵当銀行2行、外国銀行支店6行であった。設立・進出した数では商業銀行と外国銀行支店がとくに多いが、その約半数が閉鎖、合併・吸収などで姿を消したことがわかる。

第2に指摘すべき点は、スペイン植民地期末19世紀後半に5行（そのうち2行はイギリス系銀行の支店）が設立され、このうち1行を除く4行がアメリカ植民地期をとおして営業した大手銀行であったことである。

第3に、これに対し、1900年代には10行が設立されたものの、そのうち1行を除くとすべてが設立後まもなく閉鎖、もしくはしばらくしてから他行へ合併・吸収されたことが指摘される。これは、フィリピンがアメリカ植民地支配下に置かれた直後に、アメリカ系、フィリピン系、華僑系、そして日系資本によって、いわば矢継ぎ早やに銀行が設立されたものの、その経営基盤はきわめて脆弱であったことを示している。

第4に、上記1900年代を、アメリカ植民地期銀行設立第1期とするならば、10年代後半から20年代末までは、その第2期にあたる。この時期に設立された11行のうち、5行は閉鎖・解散に追い込まれたが、その他6行はいずれもフィリピンにおける大手・中堅銀行として、上記スペイン植民地期末に設立、その後営業を続行した4行と肩を並べていた。この意味で、この第2期は、フィリピン経済が対米依存型に再編成される過程で展開された、本格的な銀行設立時代と位置づけられよう。

第5に、1930年代後半は、銀行設立第3期である。この時期の特徴は、1900年代にことごとく失敗したフィリピン系（もしくは在比スペイン系）資本による銀行設立が再度試みられ、政府系を含めて4銀行が設立されたが、民間銀行はいずれも小規模であったこと、また、台湾、蘭領東インドなどの植民地に基盤を置く日系、オランダ系資本が外国銀行支店を、そして中国系資本がフィリピン法人として銀行を新たに設立したことである。これは、1920年代にはほとんどアメリカ一辺倒であった貿易関係が、30年代後半になると対日貿易などを中心として、一定程度多様化していたことと密接な関係をもつものである<sup>(注14)</sup>。

### 3. 個別銀行の業務内容

以上、第1表によって銀行の設立過程を考察した。この結果、1940年にフィリピンでは18行が営業活動を行っていたことが確認された。第2表は、『銀行局長年次報告 1940年度』に基づいて、類型別に各銀行の本店・支店数と営業成績を整理したものである。ただし、同表には、政府系2銀行、すなわち、郵便貯蓄銀行 (Postal Savings Bank) と農工銀行 (Agricultural and Industrial Bank) が含まれていない。前者は、1906年に設立されたが、30年以降は銀行局の管轄下から除外され、後者は、39年に設立されたばかりで、40年の時点で銀行局がその営業活動の詳細を把握していなかったためである<sup>(注15)</sup>。したがって、以下では、同2行を除く16行を対象に、その営業活動を比較検討する。

まず、本店・支店数をみると、地方代理店と外国支店を含めたその数は、フィリピン国立銀行 (Philippine National Bank) が圧倒的で59に達している。同行は、全国にほぼ限なく支店・代理店を置き、さらにニューヨークに海外支店をもつ、フ

第2表 類型別銀行の貸借対照表主要項目 (1940年6月30日)

(単位: 1,000ペソ, かっこ内%)

類型別銀行名	本店・支店数	資産=負債	貸付・割引手形	当座貸越	払込資本金	民間預金
政府系銀行						
1. Philippine National Bank(PNB)	59 <sup>1)</sup>	144,114(37.2)	72,479(59.3)	10,918(11.7)	10,000(35.2)	35,386(21.5)
商業銀行と信託会社						
2. Bank of the Philippine Islands	4	38,442( 9.9)	7,177( 5.9)	16,733(17.9)	6,750(23.7)	24,187(14.7)
3. Philippine Trust Company	5 <sup>2)</sup>	11,176( 2.9)	4,821( 3.9)	2,371( 2.5)	1,000( 3.5)	9,338( 5.7)
4. China Banking Corporation	3 <sup>3)</sup>	33,480( 8.6)	4,778( 3.9)	2,826( 3.0)	5,713(20.0)	14,459( 8.8)
5. Peoples Bank and Trust Company	5	11,316( 2.9)	2,513( 2.1)	3,021( 3.2)	1,000( 3.5)	9,572( 5.8)
6. Philippine Bank of Commerce	1	3,637( 0.9)	1,002( 0.8)	628( 0.7)	612( 2.2)	2,705( 1.6)
7. Philippine Bank of Communications	1	8,076( 2.1)	560( 0.5)	151( 0.2)	2,000( 7.0)	4,996( 3.0)
8. Bank of the Commonwealth	1	904( 0.2)	277( 0.2)	436( 0.5)	500( 1.8)	374( 0.2)
貯蓄抵当銀行						
9. Monte de Piedad and Savings Bank	1	10,764( 2.8)	5,586( 4.6)		—	8,899( 5.4)
10. Banco Hipotecario de Filipinas	1	873( 0.2)	670( 0.5)		853( 3.0)	16( 0.0)
外国銀行支店						
11. Chartered Bank of India, Australia and China	3	23,292( 6.0)	695( 0.6)	10,977(11.7)	—	12,032( 7.3)
12. Hongkong and Shanghai Banking Corporation	2	47,962( 9.4)	4,200( 3.4)	35,615(38.0)	— <sup>4)</sup>	13,724( 8.3)
13. National City Bank of New York	1	36,509(12.4)	11,083( 9.1)	5,932( 6.3)	—	24,663(15.0)
14. 横浜正金銀行	1	10,250( 2.6)	3,732( 3.1)	3,761( 4.0)	—	2,915( 1.8)
15. Nederlandsch Indische Handelsbank, N.V.	1	4,780( 1.2)	1,740( 1.4)	189( 0.2)	— <sup>5)</sup>	970( 0.6)
16. 台湾銀行	1	1,639( 0.4)	945( 0.8)	60( 0.1)	— <sup>5)</sup>	294( 0.2)
合計	90	387,214(100.0)	122,258(100.0)	93,618(100.0)	28,428(100.0)	164,530(100.0)

(出所) Philippine Islands, Bureau of Banking, *Annual Report of the Bank Commissioner of the Philippine Islands, 1940*, マニラ, Bureau of Printing, 1940年, 9, 42~57ページより作成。

- (注) 1) 代理店47カ所, および外国支店1カ所を含む。  
 2) 代理店4カ所を含む。  
 3) 外国支店2カ所を含む。  
 4) 資本勘定 (capital account) 100万ペソ。  
 5) 割当資本金 (capital assigned) 50万ペソ。



フィリピン最大の銀行であった。資産、貸付・割引手形、払込資本金、民間預金の各項目において、他行のそれを凌駕しており、文字どおりフィリピン金融界の中枢に位置していたことがわかる。

続いて注目される国内銀行は、商業銀行としては、フィリピン諸島銀行 (Bank of the Philippine Islands)、フィリピン信託会社 (Philippine Trust Company)、中興銀行 (China Banking Corporation)、大衆信託銀行 (Peoples Bank and Trust Company) であり、貯蓄抵当銀行としては、モンテ・デ・ピエダッド貯蓄銀行 (Monte de Piedad and Savings Bank) である。

フィリピン諸島銀行は、第1表に掲げたように、フィリピンで最初に設立された商業銀行であり、スペイン植民地期はもちろん、アメリカ植民地期においても、フィリピン国立銀行とならんで発券機能を維持し、他の民間銀行とは別格の地位を保ってきた。同行は、1897年にパナイ島イロイロ、1912年にミンダナオ島サンボアング、24年にセブ島セブに支店を設け、外国為替、手形割引をはじめとする商業銀行一般業務に手広く従事した<sup>(注16)</sup>。1940年の同行の資産、貸付・割引手形、当座貸越、払込資本金、民間預金は商業銀行・信託会社のなかで最大額に達し (第2表)、フィリピン系民間銀行のなかで首位の座を占めた。

フィリピン信託会社は、1916年に在比アメリカ人が信託業務を目的として設立し、20年に商業銀行業務をも開始した。1940年代初めには頭取のポストをアメリカ人が占めていたにすぎず、資本はフィリピン系であった<sup>(注17)</sup>。中興銀行は、1920年に在比華僑が設立した。1925年には厦門、29年には上海に海外支店を開設し、対中国貿易や送金業務において独占的地位を維持していた<sup>(注18)</sup>。1926年に設立された大衆信託銀行はアメリカ系の銀行

で、1940年当時、ルソン島山岳地にある避暑地バギオのほか、パンパンガ州、ラグナ州、タルラック州に支店をもっていた。とくにバギオ支店では、同地の金鉱で採掘される金の対米輸出融資に重点を置いていた<sup>(注19)</sup>。

貯蓄抵当銀行として分類される、モンテ・デ・ピエダッド貯蓄銀行は、フィリピン諸島銀行と同様、19世紀後半に設立されたものである。ただし、その前身は、フィリピン諸島銀行よりも古い。同行は、1594年にカトリック教徒の遺産を資金として発足した信用貸付け基金、オブラス・ピラス (Obras Pías。「敬愛事業」の意) をその母体とする。同行は、貧者のための慈善を目的とする貯蓄銀行として出発したが、次第に一般的な貯蓄銀行へと発展し、フィリピン銀行業界において中堅的役割を担った<sup>(注20)</sup>。

これに対して、外国銀行支店は6店あり、イギリス系2行、アメリカ系1行、日系2行、オランダ系1行である。第2表によると、同6行のなかで営業規模が最大級に達していたのは、イギリス系のチャータード銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China)、香港上海銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation) とアメリカ系のニューヨーク・ナショナル・シティ銀行 (National City Bank of New York) である。

チャータード銀行は、1853年、アジアで2番目に設立されたイギリス系植民地銀行であり、インド・マレー半島を中心とした地域の貿易金融の分野で活躍した。マニラ支店の設立は1873年で、83年にはイロイロ、1900年にはセブに代理店を設けた<sup>(注21)</sup>。さらに、1923年にはサンボアングで代理店を開設したが、同店は38年に閉鎖された<sup>(注22)</sup>。他方、香港上海銀行は、1867年に香港で設立され、香港、中国を中心として営業活動を行なったが、

1875年にはマニラに進出、ついで83年にはイロイロに代理店を開いた<sup>(注23)</sup>。第2表にみるように、1940年に同行の資産、当座貸越はそれぞれ約5000万<sup>ペソ</sup>、3600万<sup>ペソ</sup>に達し、外国銀行中トップの座にあった。

他方、アメリカ系のニューヨーク・ナショナル・シティ銀行マニラ支店は、1930年に開設されたが、その時、同行本社が1914年以来、アメリカ本国でその親会社となっていたインターナショナル銀行(International Banking Corporation)のマニラ支店を合併・吸収した。同行は、上記イギリス系2銀行に席卷されていた外国為替業務に、本国のドル資金を背景として食い込み、上記2行に比肩する地位を獲得した<sup>(注24)</sup>。発足当時、同行には、マニラ支店のほか、セブに代理店(1931年に支店となる)があったが、セブ支店は34年末に閉鎖された<sup>(注25)</sup>。

そのほか、フィリピンに進出した外国銀行には、日本の横浜正金銀行や同じく日系であるが台湾で設立され、東南アジアの貿易業務を手広く行なった台湾銀行<sup>(注26)</sup>、さらに、蘭領東インドのバタバアに本社をもつ蘭印商業銀行(Nederlandsch Indische Handelsbank, N.V.)があった。それぞれの銀行は、フィリピンを東アジア・東南アジア交易圏のなかに組み込むような営業活動を展開していたが、その考察は本稿の主題からはずれるので、これ以上立ち入らない。

さしあたり、1930年代末のフィリピンでは、政府系銀行としてフィリピン国立銀行、商業銀行としてはフィリピン諸島銀行と中興銀行、外国銀行支店としては、チャータード銀行、香港上海銀行、ニューヨーク・ナショナル・シティ銀行が、大手銀行として商業業務に関与していたことを確認しておこう。とくにここで筆者が関心を寄せる問題

は、これら大手銀行が、当時のフィリピンの生産・流通活動、とりわけ、輸出向けの農産物生産とその輸出業務にどのように関わっていたのかということである。次節では、こうした視角から、外国銀行支店(外国為替銀行)として香港上海銀行、商業銀行としてフィリピン諸島銀行、政府系銀行としてフィリピン国立銀行をとりあげ、輸出経済との接点を軸に、類型別に銀行の業務内容の特徴を明らかにしたい。

(注1) United States, War Department, *Report of the United States Philippine Commission to the Secretary of War for the Period from Dec. 1, 1900 to Oct. 15, 1901*, ワシントンD.C., Government Printing Office, 1901年, Part 1, 102~103ページ/『比律賓の通貨及金融』104~105ページ。

(注2) Elliot, Charles Burke, *The Philippines: To the End of the Commission Government*, ニューヨーク, Greenwood Press, 1968年(再版。第1版 1917年), 96~126ページ。

(注3) Philippine Islands, War Department, *Report of the Governor-General of the Philippine Islands, 1918*, ワシントンD.C., Government Printing Office, 1919年, 131ページ/Central Bank of the Philippines, *Central Bank of the Philippines, January 3, 1919-January 3, 1974*, マニラ, 1974年, 143ページ。

(注4) Philippine Islands, Bureau of Banking, *Annual Report of the Bank Commissioner of the Philippine Islands, 1929*, マニラ, Bureau of Printing, 1930年, 5ページ/『比律賓の通貨及金融』110~111ページ。

(注5) 住宅貸付組合とは、直接にはアメリカにおいて代表的な銀行外金融機関として発達した組合銀行をモデルとしたもの。詳しくは、Doeppers, Daniel F., "Mortgage Loans and Lending Institutions in Pre-War Manila," *Philippine Studies*, 第31巻, 1983年第2四半期, 189~215ページ。

(注6) Philippine Islands, Bureau of Commerce and Industry, *Statistical Bulletin*, No. 1, マニラ, Bureau of Printing, 1918年, 78~79ページ。ちなみに同資料では、「操業中の銀行」としていくつかの保険会

社の名が挙げられている。Philippine Islands, Bureau of Treasury, *Annual Report of the Treasurer of the Philippine Islands, 1924*, マニラ, Bureau of Printing, 1925年, 79~80ページ。

(注7) Philippine Islands, Bureau of Banking, *Annual Report of the Bank Commissioner of the Philippine Islands, 1932*, マニラ, Bureau of Banking, 1933年, 13ページ/同, *Annual Report of the Bank Commissioner of the Philippine Islands, 1937*, マニラ, Bureau of Printing, 1938年, 34ページ。

(注8) 永野 前掲書 14ページ。

(注9) Reyes, Jose S., *Legislative History of America's Economic Policy toward the Philippines*, ニューヨーク, AMS Press, 1967年(再版。第1版 1923年), 174~190ページ。この時期の通貨政策の混乱については、第IV節でも若干触れる。

(注10) 永野 前掲書 14ページ。

(注11) 『比律賓の通貨及金融』16~19ページ。

(注12) マウロ・プリエト (Mauro Prieto) らが1913年に法律第2215号によって設立許可を得た銀行は、短命に終わった。Espiritu, Augusto P.; Mila Magno-Mijares, *Rural Banking*, マニラ, 1957年, 5ページ。1925年に中部ルソン農業研修生銀行 (Central Luzon Agricultural Students' Bank) が営業を再開したとの記録があるが、同行の設立年や営業内容については不明である。Philippine Islands, *Annual Report of the Governor-General of the Philippine Islands, 1925*, ワシントンD.C., Government Printing Office, 1927年, 107ページ。

(注13) この他、スペイン植民地期には、近代的銀行組織とはみなされていないものの、1830年に、小規模な融資機関としてロドリゲス銀行 (Rodriguez Bank) が設立され、貸付業に従事したが、競争に破れ解散した。Regidor, Antonio M.; J. Warren Mason, "Commercial Progress in the Philippines," Galang M. Zailo 編, *Encyclopedia of the Philippines*, 第3版, マニラ, Exquiel Floro, 1950年, 第5巻, 104~106ページ。また、中国に最初に進出したイギリス系植民地銀行として知られる、オリエンタル銀行 (Oriental Banking Corporation) が、19世紀半ばからマニラに代理業者を置いて外国為替・貸付業務に従事したが、1884年に撤退した。King, Frank H.H., *The Hongkong Bank in the Period of Imperialism and War, 1895-1918: Wayfoong, the*

*Focus of Wealth, The History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation: Vol. II*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1988年, 103~104ページ。

(注14) 永野 前掲書 14~20ページ。

(注15) 郵便貯蓄銀行は1906年、法律第1493号によって郵政局の下に設立され、同年には全国に233の支局が開設され、ピーク時の30年にその数は983カ所を数えた。Doepfers, 前掲論文, 191~195ページ/Tirona, 前掲論文, 60ページ。農工銀行は、1939年コモンウェルス法第459号によって設立され、全額政府出資で、授權資本1億5000万ペソ、初年度払込資本金は2500万ペソとされた。Philippine Islands, Bureau of Banking, *Annual Report of the Bank Commissioner of the Philippine Islands, 1939*, マニラ, Bureau of Banking, 1940年, 21~22ページ。

(注16) United States, War Department, 前掲書, Part 2, 468~470ページ/Conant, Charles A., *A Special Report on Coinage and Banking in the Philippine Islands Made to the Secretary of War, Nov. 25, 1901*, ワシントンD.C., Government Printing Office, 1901年, 51~55ページ/Colayco, Maria Teresa, *A Tradition of Leadership: Bank of the Philippine Islands*, マニラ, Bank of the Philippine Islands, 1984年, 63, 83, 96ページ。1940年代初め、同行の主要株主は、後述のフィリピン信託会社、モンテ・デ・ピエグッド貯蓄銀行と同様に、マニラ大司教庁であった。Colayco, 同上書, 116ページ。

(注17) Tirona, 前掲論文, 61ページ/『比律賓の通貨及金融』122~123ページ。

(注18) "China Banking Corporation: Golden Anniversary," *Chronicle Business Report*, 1970年8月16日, 8, 10ページ/Tirona, 前掲論文, 61ページ/『比律賓の通貨及金融』124ページ。なお中興銀行の定款に、*China Banking Corporation, Manila, P.I., Articles of Incorporation and By-Laws, Incorporated July 20, 1920* (出版地・出版年不明) がある。

(注19) 『比律賓の通貨及金融』122ページ。大衆信託銀行については、Colayco, 前掲書, 171~179ページに詳しい。

(注20) Vibal, H.P., "Philippine Banking History," *Banking, Finance and Investments Annual & Directory 1959*, マニラ, Insurance & Finance Publishing Co.,

1960年, 52, 75ページ/Tirona, 前掲論文, 59 ページ/  
 “Monte de Piedad’s 106th Year,” *Manila Chronicle*,  
*Supplement*, 1988年8月2日, 17~20ページ。

(注21) なお、イロイロ代理店は1885年にいったん  
 閉鎖され、1911年になって再開された。Mackenzie,  
*Compton, Realms of Silver: One Hundred Years of*  
*Banking in the East*, ロンドン, Routledge & Kegan  
 Paul, 1954年, 132~141, 217 ページ/United States,  
 War Department, 前掲書, Part 2, 471ページ/浜下  
 前掲書 158~159, 201~202ページ。

(注22) Philippine Islands, Bureau of Banking,  
*Annual Report of the Bank Commissioner of the Philip-*  
*pine Islands, 1938*, マニラ, Bureau of Banking, 1939  
 年, 15ページ。

(注23) King, 前掲書, 115 ページ/United States,  
 War Department, 前掲書, Part 2, 470~471ページ/  
 浜下 前掲書 201ページ。

(注24) “In the Lives of These People, There Is a  
 Bank…………,” *Citibank: A Manila Chronicle Special*  
*Report*, (出版地不明), 1971年/Tirona, 前掲論文, 60  
 ページ。なお、以下の文献では、ニューヨーク・ナショ  
 ナル・シティ銀行本社がインターナショナル銀行の親会  
 社となった年を、1915年としている。Bankers Associ-  
 ation of the Philippines, *Banking in the Philippines*,  
 マニラ, 1957年, 74ページ/『比律賓の通貨及金融』125  
 ページ/高梨博昭「一般銀行組織」(同編 前掲書所収)  
 83~84ページ/二村龍男「金融制度とその実態」(馬場  
 編 前掲書所収) 69~70ページ。

(注25) Philippine Islands, Bureau of Banking,  
*Annual Report of the Bank Commissioner of the Phil-*  
*ippine Islands, 1931*, マニラ, Bureau of Banking, 1932  
 年, 5ページ/同, *Annual Report of the Bank Commis-*  
*sioner of the Philippine Islands, 1934*, マニラ, Bureau  
 of Banking, 1935年, 8 ページ。

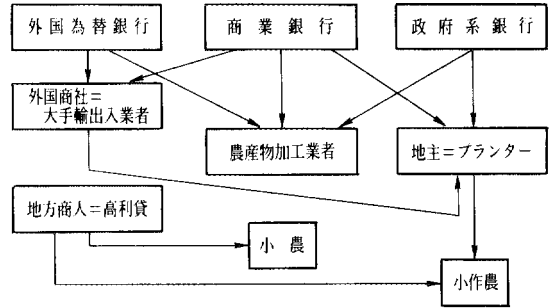
(注26) 浜下 前掲書 202~203ページ。

## II 事例研究

### ——輸出経済との接点——

本節では、前節での考察を踏まえて、外国為替  
 銀行、商業銀行、政府系銀行が、アメリカ植民地

第2図 融資経路の概略



(出所) 筆者作成。

期フィリピンの輸出経済(注1)とどのような関わり  
 をもっていたのかを明らかにしたい。議論を簡潔  
 にするため、第2図に融資経路の概略を示した。  
 以下、同図を参照しながら、香港上海銀行、フィ  
 リピン諸島銀行、フィリピン国立銀行の順に議論  
 を進めよう。

### 1. 香港上海銀行

香港上海銀行は、アメリカ植民地期初期のフィ  
 リピン銀行業界において卓越した地位にあった。  
 1906~08年に、同行の資産勘定は、当時フィリピ  
 ンで営業していた全銀行のその40%を占めてい  
 った。もっとも、前節でみたように、多くの銀行の  
 設立や既存銀行の営業規模の拡大などを背景とし  
 て、その比率は1916~18年に10%程度にまで低下  
 した(注2)。けれども、その後、第2次世界大戦前  
 までその比率は変化せず、外国為替銀行としてト  
 ップの座を保持した。

同行は、フィリピンがアメリカの植民地支配下  
 に置かれた直後から、チャータード銀行とともに  
 政府資金の公的保管機関となり、さらに1902年に  
 アメリカ系のインターナショナル銀行とギャラン  
 ティ・トラスト銀行 (Guaranty Trust Co.) の支店  
 が開設されると、同2行がこれに加わった。しか  
 し、これら外国銀行支店の政府資金保管機関とし  
 ての役割は、1916年のフィリピン国立銀行設立と

ともに終止符を打つ<sup>(注3)</sup>。アメリカ植民地期における香港上海銀行の主要業務は、スペイン植民地期末期と同様に、外国為替業務とそれに関連した輸出農産物買付用融資であり、主要な取引相手は外国商社であった。

19世紀後半、フィリピンは農業植民地として世界経済に組み込まれ、イギリスを中心とする先進諸国と貿易を行なったが、貿易業務に伴う資金のほとんどは香港から流入した。1880～90年代の同行のマニラ、イロイロでの営業活動は、砂糖、マニラ麻、コブラ、タバコ、コーヒーなどの輸出用農産物を扱う外国商社や大手国内商人に対し、農産物を担保として信用貸しを行なうことにあった。すなわち、同行は、商社や商人が大手プランターたちに振出した引受済み手形の割引を行ない、収穫予定の作物を購入するというかたちで、プランターらに融資した<sup>(注4)</sup>。

1900年代初めの同行には、イギリス系商社のワーナー・バーンズ商会 (Warner, Barnes & Co.)、スミス・ベル商会 (Smith, Bell & Co.)、マクラウド商会 (MacLeod & Co.) が古参の顧客としてひかえ、その他、新参の取引客に、海運業者のアルデコア社 (Aldecoa & Co.) とマリティマ社 (Compañía Marítima) があつた。これら5社は、1904年の同行の未払い融資と当座貸越総額の実に83%を占めていた。ちなみに、同年、同行の融資額は資産勘定の42%に達し、その業務における比重の大きさが窺われる。大手数社にその業務を集中させるという、このような同行の営業パターンは、アメリカ植民地期をとおして貫かれ、債権の取立てをめぐって幾度も物議をかもすことになった<sup>(注5)</sup>。

預金や為替取引などの業務を通じて、同行がそのネットワークを拡大したことはいうまでもない。上記5社以外に、同行は、アメリカ系土木建設会

社のアトランティック・ガルフ&パシフィック社 (Atlantic Gulf & Pacific Co.)、スペイン系商社のインチャウスティ商会 (Ynchausti & Co.)、スペイン系タバコ会社のフィリピン・タバコ総合会社 (Compañía General de Tabacos de Filipinas。略称タバカレラ: Tabacalera) を重要な取引先としていたほか、1906年には、マニラ・ダグパン鉄道にも融資した<sup>(注6)</sup>。

1900～10年代の同行の輸出業者との取引は、マニラ麻輸出関連が大半を占めていたが、20年代以降になると、砂糖・コブラ輸出やその他業務に関連した取引が増えた。この頃、ルソン精米会社 (Luzon Rice Mills) やフィリピン・ベジタブル・オイル社 (Philippine Vegetable Oil Co.) が取引会社として顔を連ねた。他方、イロイロ代理店では、ほとんどの業務が砂糖輸出に関連し、前述のワーナー・バーンズ商会、スミス・ベル商会、インチャウスティ商会、フィリピン・タバコ総合会社のほか、地元砂糖商人のレヴィ兄弟商会 (Levy Hermanos)、リサラガ兄弟商会 (Lizarraga Hermanos) などが加わつた。しかし、イロイロでの営業規模は、マニラの10分の1程度にすぎなかつた<sup>(注7)</sup>。

## 2. フィリピン諸島銀行

フィリピン諸島銀行は、1851年、フィリピン政庁の承認を得て、「イサベル2世のスペイン・フィリピン銀行」(Banco Español Filipino de Isabel II) として設立された。スペイン国王は、1828年にフィリピンで銀行の設立を許可する布告を公布していたが、実際に銀行が設立されるまでに、20数年を要したわけである。定款によると、同行は、当初営業期間25年間の株式会社として設立されたが、営業期間は逐次更新、延長された。同行は、紙幣発行権を排他的にもち、発行額は払込資本金

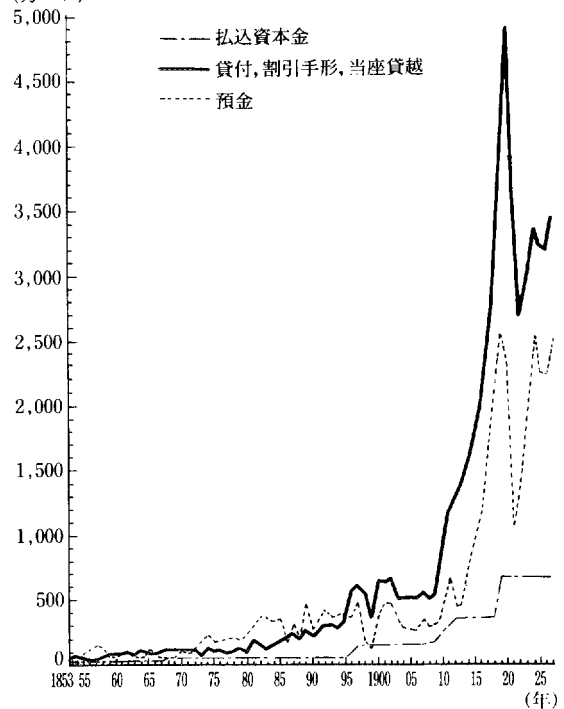
の4分の3を上限とした。また同行は、流通紙幣額の3分の1の現金を保有しなければならない、とも定款で定められた。なお、営業開始当初の同行の主要資金は、オブラス・ピラス（前述）であった（注8）。

同行の設立・営業規定は1854年の王室令によって公認され、58年に銀行手形や為替手形の業務に従事することが認められた。1869年には、スペイン本国の政変の影響を受けて、フィリピン総督の命により、同行の名称から「イサベル2世」が削除され、「スペイン・フィリピン銀行」が正式名称となった。さらに、1876年、96年の両王室令によって、同行の営業期間が2度にわたり、25年間ずつ延長された（注9）。

かくして、アメリカがフィリピンを領有した時、同行は、スペイン王室令のもとで営業が認められた、唯一の発券銀行であった。新植民地支配体制のもとで、同行の発券機能の存続をめぐる議論が巻き起こったものの、オブラス・ピラスの管理責任者として、同行の筆頭株主であったマニラ大司教庁や、フィリピン第1代民政長官を務め、その後アメリカ本国陸軍省長官となったウィリアム・H・タフト(William H. Taft)の支持を受けて、同行は、1907年10月制定法律第1790号によって再組織された。これによって、同行の名称は、「フィリピン諸島銀行」に変更され（正式には1912年）、発券機能をもつ商業銀行として引き続き業務を行なうことになった（注10）。

ここで、同行の営業成績を時系列的にみてみよう。第3図は、1850年代初めから1920年代後半にいたる、払込資本金、貸付・割引手形・当座貸越、預金を示したものである。同図から明らかなように、同行の営業活動規模は、アメリカ植民地期、とくに1910年代に入って飛躍的に拡大した。これ

第3図 フィリピン諸島銀行の払込資本金、貸付・割引手形・当座貸越、預金（1853～1927年）  
（万ペソ）



（出所） *Banco de las Islas Filipinas, LXXV Aniversario*, [マニラ], [1928年], 巻末図より作成。

は、1910年代に本格化した米比間の互恵的貿易を背景とするもので、とくにアメリカ向け一次産品輸出の増大と軌を一にするものといえよう。

同行の営業活動を融資対象に即してみると、19世紀後半の同行の主要取引先には、大手アメリカ系商社のラッセル・スタージス商会（前出）、ピール・ハベル商会 (Peele, Hubbell & Co.)、スペイン系タバコ会社のタバカレラ（前出）のほか、在比スペイン人によって設立されたフィリピン鉄道会社 (Compañía de los Tranvías de Filipinas) などがあった（注11）。

アメリカ植民地期1910年代後半から20年代には、砂糖産業における製糖業の近代化ブームが始まった。同行はそれまで砂糖キビ・プランターに生産

融資を行なっていたが、これに加えて、この時期にネグロス島やパナイ島で設立された、ビクトリアス製糖会社 (Victorias Milling Co., Inc.)、北ネグロス砂糖会社 (North Negros Sugar Co., Inc.)、アストリアス製糖会社 (Asturias Sugar Central, Inc.) に対して、積極的な融資活動を行なった<sup>(注12)</sup>。同行の砂糖産業に対する融資額はかなり大きな比重を占めたといわれ、このことは、前述のように、他の地域に先駆けて、1897年にイロイロに支店を開設したことからも窺われる。

さらに、1930年代後半になると、同行の営業にも不況が暗い影を落としていた。1937年の各支店の報告によると、イロイロでは、ネグロス島やパナイ島の砂糖や米の収穫量が大幅に落ち込み、商業活動が停滞したため、銀行の融資機能が低下した。サンボアングでは、コブラ価格の下落が、銀行業務にマイナスの影響を及ぼしていた。他方、セブでは、同港とアメリカとの直接貿易の道が開かれ、コブラやマニラ麻の取引が活発化したため、支店の営業成績は良好であった、という<sup>(注13)</sup>。

要約すると、香港上海銀行の農業融資の場合、そのほとんどが外国商社や大手地元商人を介していたのに対し、フィリピン諸島銀行は、プランターに直接融資していたことを、ひとつの特徴として指摘することができる。

### 3. フィリピン国立銀行

アメリカがフィリピンを領有した直後に、その統治を担当したフィリピン委員会は、同諸島の農業事情を調査するなかで、農業金融機構の未発達とそれによる農業従事者の高利貸依存の高さをしきりに訴えた。年間利子は10%を下ることはなく、確実な担保付でも年利15~20%が普通で、地域によっては40%にも達する場合があった<sup>(注14)</sup>。通貨・銀行制度調査のためフィリピンに派遣され

たチャールズ・A・コナント (Charles A. Conant) や、フィリピン通貨局長の任についたE・W・ケメラー (前出) は、それぞれ抵当銀行の必要性や農業銀行の設立を提言した<sup>(注15)</sup>。これを受けて、1908年6月、法律第1865号、通称、農業銀行法 (Agricultural Bank Act) が制定された。同銀行の運営にあたっては、別途、細則が設けられ、資本金100万ペソでフィリピン農業銀行 (Agricultural Bank of the Philippine Islands) が発足した<sup>(注16)</sup>。

しかし、同行には、次の2つの問題があった。第1に、同行の融資に、不動産抵当貸付と動産抵当貸付とがあったが、前者を受けるには、農業従事者が土地権利証書を所有していることが条件であり、土地所有権の法認を受けていない大多数の小農は、その恩恵を受けられなかった。第2に、同行は、発足直後、期待されたほどの融資申込みを受けなかった。このため、トレンズ・タイトル (Torrens Title。アメリカ植民地支配下で発行された近代的土地権利証書) を所有する場合に限って、利子を年間10%から8%に下げたところ (1911年)、1913年の融資額は100万ペソを上回り、早くも資金の焦げつきが起きてしまった<sup>(注17)</sup>。このことは、同行が、輸出経済の急速な展開に対応するだけの十分な資金力を備えていなかった事実を露呈することになった。

かくして、1916年2月に、法律第2612号、通称、国立銀行法 (National Bank Act) が制定され、同年5月にフィリピン国立銀行 (略称、PNB) が正式に発足した。同行の授權資本は2000万ペソで、その50.5%にあたる1010万ペソを政府出資とした。政府出資は、現金による株式購入と、上述のフィリピン農業銀行の改組に伴う資産移転の、2つの形態をとった。第1回目の政府出資は100万ペソであったが、これに農業銀行の純資産を加えて創業時

の払込資本金は約300万ペソとなった<sup>(注18)</sup>。その後、払込資本金は増加し、1922～23年には3500万ペソ強にまで膨張したが、24年には、この間の放漫経営の体質改善がはかられ、その額は1000万ペソにまで減額された<sup>(注19)</sup>。

PNBは、(1)農業・農産物加工向け融資を中心とした開発銀行、(2)預金、外国為替取引や手形割引、貸付一般を行なう商業銀行、そして(3)政府資金を保管し銀行券の発行を行なう発券銀行の、3つの役割を担う巨大な銀行組織であった。融資についてみると、同行は、(1)資本金・剰余金総額の50%を上限とする、最長30年の不動産抵当貸付と、(2)資本金・剰余金総額の30%と流通紙幣総額の合計額を上限とし、農業、工業、商業用に発行された約束手形、銀行手形、為替手形を担保とする不動産抵当貸付を行なうことが認められた<sup>(注20)</sup>。

ところで、前述のように、フィリピンでは、金為替本位制を維持するために、金本位基金と銀証券準備基金（のちに通貨準備基金に一本化）が設けられた。同基金の大半はPNBに預託され、その大部分は、当初、1917年に営業を開始したニューヨーク支店の下に置かれたが、ほどなくそれがマニラ本店に移管された。この通貨準備基金は、フィリピン通貨の安定基金として設けられたものであるが、PNBは、これを源資として銀行券を発行し、それを、製糖会社、ココナツ搾油会社やマニラ麻加工会社などへの大型融資に回したため、たちまち、通貨準備基金の枯渇とインフレーションを引き起こした<sup>(注21)</sup>。さらに、第1次世界大戦後、輸出向け農産物加工業が不況によって大打撃を受けたため、同行の財政状況は極度に悪化し、取付寸前の状態に陥ったのである。このため、1922年には同行の改組が行なわれ、24年には前述のように資本金が減額された<sup>(注22)</sup>。以後、PNB

は経営基盤を安定させることに成功し、アメリカ植民地期をとおして、フィリピン最大の銀行として君臨した。

PNBの対農業・農産物加工業融資は、フィリピンの一次産品輸出産業の発展にとって、きわめて重要な役割を演じたといえる。しかしながら、融資先のほとんどは、大手地主・プランターや農産物加工業者に限定された。小農や小作農は、依然として1930年代においても、農業資金の貸与を高利貸や地主に依存していたのである<sup>(注23)</sup>。

(注1) 19世紀後半～20世紀前半のフィリピン輸出経済の研究としては、以下を参照。マニラ麻：Owen, Norman G., *Prosperity without Progress: Manila Hemp and Material Life in the Colonial Philippines*, バークレイ, University of California Press, 1984年, 砂糖：永野 前掲書, コブラ, ココナツ油：Hawes, Gary, *The Philippine State and the Marcos Regime: The Politics of Export*, イサカ, Cornell University Press, 1987年, 55～62ページ。

(注2) Ybañez, Roy C., "The Hongkong Bank in the Philippines, 1899-1941," Frank H.H. King 編, *Eastern Banking: Essays in the History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, ロンドン, Athlone Press, 1983年, 451ページ/King, *The Hongkong*……, 118ページ。

(注3) Ybañez, 同上論文, 437～442ページ/King, *The Hongkong*……, 111～114ページ。

(注4) King, 同上書, 102～108ページ。

(注5) Ybañez, 前掲論文, 453～454ページ/King, 同上書, 119～120ページ。

(注6) Ybañez, 同上論文, 454ページ/King, 同上書, 120～121ページ。

(注7) Ybañez, 同上論文, 456, 464～466ページ/King, Frank H.H., *The Hongkong Bank between the Wars and the Bank Interned, 1919-1945: Return from Grandeur*, The History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation: Vol.III, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1988年, 535～539ページ。

(注8) *Banco de las Islas Filipinas, LXXV Anni*



versario, [マニラ], [1928年], 1~3 ページ/Colayco, 前掲書, 18, 23~26ページ。

(注9) *Banco de las Islas Filipinas*, 14~17, 23, 25, 43ページ/Colayco, 同上書, 30, 36, 40, 57~58 ページ。

(注10) *Banco de las Islas Filipinas*, 56~57, 62ページ/Colayco, 同上書, 79~80, 83ページ/“The Bank of the Philippine Islands,” *Bankers Magazine*, 第96巻第3号, 1918年3月, 372ページ。なお, 同行の発券機能は, 1928年制定法律第3330号(銀行法修正法)により, 最高発行額が900万ペに限定され, 15年以内にすべてが回収されることになった。Colayco, 前掲書, 102ページ/『比律賓の通貨及金融』47ページ。

(注11) Colayco, 同上書, 39~40, 48~49, 52~53 ページ。

(注12) *Banco de las Islas Filipinas*, 66~68ページ/Colayco, 同上書, 84 ページ/Vergara, Araceli P., “The Bank of the Philippine Islands,” ディリマン, College of Business Administration, University of the Philippines, 1954年(未公刊), 34~45ページ。

(注13) Colayco, 前掲書, 105ページ。

(注14) Willis, Henry Parker, *Our Philippine Problem: A Study of American Foreign Policy*, ニューヨーク, Arno Press & New York Times, 1970年(再版。初版 1905年), 349~352ページ。

(注15) Conant, 前掲書, 56~62 ページ/United States, War Department, *Report of the United States Philippine Commission to the Secretary of War, 1906*, ワシントンD.C., Government Printing Office, 1907年, Part 1, 487~500ページ。

(注16) 農業銀行法と同行細則については, 台湾総督府民政部殖産局編 東郷実調査『比律賓農業銀行』台北 1914年を参照。なお, 同行の発足当時の正式名称は, “Agricultural Bank of the Philippine Government” であった。

(注17) Elliot, 前掲書, 370~372 ページ/台湾総督府民政部殖産局編 同上書 14~25ページ。

(注18) Willis, H. Parker, “The Philippine National Bank,” *Journal of Political Economy*, 第25巻第5号, 1917年5月, 415~416ページ/永野 前掲書 89ページ。

(注19) 永野 同上書 94~95ページ。

(注20) “Public Law No. 2612,” *Official Gazette, Philippine Islands*, 第14巻第24号, 1916年6月14日, 1097~1102ページ。

(注21) 高垣監修 大蔵省銀行局編 前掲書 651~653ページ。

(注22) Stanley, Peter W., *A Nation in the Making: The Philippines and the United States, 1899-1921*, ケンブリッジ(マサチューセッツ), Harvard University Press, 1974年, 237~248 ページ/永野 前掲書 96, 110ページ。

(注23) Allen, James S., “Agrarian Tendencies in the Philippines,” *Pacific Affairs*, 第11巻第1号, 1938年3月, 61~62 ページ/Philippines (Commonwealth), Department of Labor, “Report of the Fact Finding Survey of Rural Problems in the Philippines Submitted to the Secretary of Labor and to the President of the Philippines,” マニラ, 1937年(未公刊), 8~10, 66~69ページ。

## 結 語

### ——植民地型金融構造のフィリピン的特質——

本稿では, アメリカ植民地期フィリピンにおける銀行資本の存在形態の特質を考察した。まず銀行業の展開過程を類型別に追跡し, その過程で, 外国為替銀行, 商業銀行, 政府系銀行の代表例を抽出し, さらに, その業務内容の特質を, とくに輸出経済との接点において把握した。以上の議論から, 金融構造のフィリピン的特質として, 次の3点を指摘することができよう。

第1に, 第2表で示されたように, アメリカ植民地期フィリピンでは, 外国為替銀行が重要な役割を担っていたが, それと同時に, フィリピンで設立された商業銀行や政府系銀行もきわめて大きな意義をもっていた。この点は, 第2表に掲げられた16銀行の資産合計のうち, 政府系銀行(PNB)が4割弱, 商業銀行・信託会社・貯蓄抵当銀行が

3割、そして外国銀行支店が3割強を占めたことから明らかである。

第2に、第1の議論に関連して、フィリピンの金融構造は、イギリス・アメリカ系資本と在比華僑系、フィリピン系資本などのマニラに本拠地を置く大手銀行の全国的金融網と、各地方の高利貸が築いた局地的ネットワークとに分断されており、この意味で、植民地期途上国の金融構造の特徴として従来から指摘されてきた、「二重構造」を形成していたといえる。しかしながら、スリランカ、英領アフリカ、インドの研究で明らかにされた、外国銀行による中枢的輸出金融業務の独占的支配といった状況<sup>(注1)</sup>は、フィリピンでは展開されなかった。むしろ、スペイン植民地期末から「外向型国内銀行業」<sup>(注2)</sup>とも呼ぶべき金融業が台頭し、アメリカ植民地期には政府系銀行がそれに加わって一大銀行群を成したのである。この「外向型国内銀行業」は、その資本的基盤をフィリピン内部に置くものの、資本蓄積の基盤を輸出経済に置き、国内市場育成のための金融業務には副次的に従事したにすぎなかった。この意味で、同銀行グループの営業活動の根幹は、あくまで外向的であった。

第3に、アメリカ植民地期フィリピンにおける「外向型国内銀行業」の発展は、現地の地主やプランターを主要な担い手とする、「地主主導型輸出経済」の展開と表裏の関係にあった。すなわち、1920～30年代のフィリピンにおける輸出経済の担い手は、ココナツ、マニラ麻の農産物加工業においては、アメリカ系資本が優位にあったが、製糖業やタバコ加工業においては、スペイン系、フィリピン系が過半を占めた。さらに、輸出用農業では、1930年代にミンダナオ島の日系マニラ麻農園やアメリカ系資本によるパイナップル農園経営が

隆盛をきわめるものの、砂糖キビ、ココナツ、タバコの栽培では、フィリピン系地主やプランターが圧倒的に優越していた<sup>(注3)</sup>。

「二重構造」のひとつの柱を形成する「外向型国内銀行業」の展開は、フィリピン経済の自立的発展の阻害要因にこそなれ、決して促進要因にはならなかった。「地主主導型輸出経済」に即応するかたちで金融構造が形成されたことが、その主要な担い手たる、地方地主やプランターの経済基盤を強化した。さらに、戦後独立後、フィリピンでは中央銀行設立を契機として金融構造が再編成されるが、「二重構造」と「外向型国内銀行業」の残滓は、長期にわたりその経済発展の足枷となったからである。筆者は、今後、通貨制度の特徴を踏まえて、アメリカ植民地期におけるフィリピン農業銀行やフィリピン国立銀行の展開を具体的に考察し、植民地期途上国金融史の一事例を提示することを、研究課題としたい。

(注1) 関口 前掲論文 278～288ページ/矢内原前掲書 87～104ページ/ケインズ 前掲書 138～176ページ/井上 前掲論文 425～440ページ。インドでは、外国為替銀行のほかに、管区銀行とインド系株式銀行が「近代的金融市場」を構成したが、外国為替業務は、外国為替銀行によって独占された。

(注2) 「外向型国内銀行業」は、フィリピンの金融構造の特殊性に照らして、筆者がここで提示する概念であり、国内資本によって設立された銀行でありながら、その業務の基盤を輸出産業に置く銀行業をタイプ化したものである。なお、関口尚志はイギリスをモデルに「内国型銀行業」(domestic banking。国内市場を形成するようなかたちで展開する、内部成長型銀行業)の概念を示しているが、筆者は「外向型国内銀行業」を「内国型銀行業」との対立概念として位置づけたい。関口 前掲論文 278～279ページ/同「市場および金融の発達」(大塚久雄編『西洋経済史』経済学全集11 筑摩書房 1968年 237ページ)。

(注3) 永野 前掲書 23～27ページ。

(神奈川大学外国語学部助教授)